

「蘆原湖の湖面を利用した水上アクティビティモニターツアー企画運営業務」質問・回答

質問NO.	項目	質問	回答
1	応募条件	法人登録がない場合でも応募することは可能か。	個人事業主として応募いただくことは可能です。また、その場合は実施要領8（4）に記載するa.法人登記簿謄本の提出は不要とします。
2	選定基準	所在地に関する配点に「準地元事業者とは、本社が神戸市内にないが、支店等が神戸市内にある企業。」とあるが、神戸市の施設を運営しており支部を有する企業は準地元事業者に入るか。	準地元事業者の定義は、「本社が神戸市内にないが、法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を神戸市内に有する者」としていただきますので、神戸市の法人市民税が支店・営業所等に課税されている事業者については準地元事業者とみなします。
3	現地状況	展望台駐車場にて電気や水道の使用は可能か。利用できない場合、電気や水道が使用可能な場所はあるか。	水道はありませんので使用不可です。電気については利用を想定しておりませんが、必要な場合は受託者にて発電機をご用意ください。発電機の準備が難しい場合は、個別に電力会社とのご契約をお願いいたします。
4	現地状況	展望台駐車場から湖へ降りる通路の草刈り等は、神戸市にて実施してもらえるのか。	神戸加東線から湖面に至る参加者進入路の部分については、イベントの開催までに、本市にて最低限の草刈り・清掃を実施する予定です。
5	イベント参加条件	アイテムによって、年齢制限を設定することは可能か。	参加者の安全性に配慮する観点であれば、年齢制限の設定は可能とします。
6	イベント参加条件	「⑤イベント保険加入等の安全対策」とあるが、イベント保険（賠償責任保険）の補償内容の最低条件はあるか。	特に最低条件の設定はありませんが、社会通念上必要とされる範囲での補償内容がカバーされる保険にご加入ください。
7	準備	前日までのイベント表示板の設置は、現地の看板に掲示するのか。事業者側で杭等を準備して設置するのか。	現地に看板はないため、受託者にて簡易な置き看板等をご準備いただくことで考えています。盗難や風で飛ばされることを懸念される場合は、杭等で一時的に固定していただくことは可能ですが、モルタル等で土中を固めることは不可とします。なお、表示板はイベント開催日ごとに設置いただく必要はなく、イベント開催期間中、設置いただくことが可能です。
8	準備	仮設トイレについて、展望台駐車場以外の場所に置くことは可能か。	展望台駐車場以外では、旧自然休養村管理センター跡地に設置することは可能ですが、それ以外の場所では設置できません。仮設トイレの手配ができない場合は、サイクリングターミナルのトイレまで送迎する等の方法をご検討ください。
9	運営	当日の運営に関して時間の指定がないが、準備の開始時刻や撤収の完了時刻に基準はあるか。	近隣の住居への迷惑にならないよう、18時から翌8時までは作業不可で考えておりますが、上記時間帯での作業が不可欠となる場合は、事前に本市担当課にご相談ください。

「蘆原湖の湖面を利用した水上アクティビティモニターツアー企画運営業務」質問・回答

質問NO.	項目	質問	回答
10	その他	<p>「イベント当日に悪天候が予想される場合は、前日までに本市担当課と協議して催行の中止を決定することとする」とあるが、イベント中止の際の天候条件設定はあるか。</p>	<p>イベント当日の午前7時の段階で、気象庁の天気予報において兵庫県南部地域に大雨・暴風・雷注意報以上が出ている場合、またはイベント開催時間に出ることが予想される場合は、原則、中止といたします。また、イベント開催時刻または開催途中において、水上1.5m～2mの高さで風速5m/s以上が5分以上継続した場合も、湖面から戻って来られない可能性を考慮し、原則、中止といたします。その他、本市と受託者で協議し、イベント開催が危険だと判断される場合も中止といたします。なお、仕様書には記載しておりませんが、受託者にて風速計をご準備いただきますようお願いいたします。</p>
11	その他	<p>「令和5年9月～10月までの土・日・祝日のうち計6日間」とあるが、カヌーやSUPなどは強風の場合は戻るのが難しい場合があり、ツアーを中止する可能性は十分考えられる。例えば、6日間で、3日間中止になった場合も、契約金額に変更はない、という理解でよいか。</p> <p>また、開催可否については、神戸市と協議の上、安全に配慮する目的で実務経験を有する事業者側で最終決定できる形を希望する。</p>	<p>委託仕様書5（9）に記載の通り、イベント中止に伴う本契約における費用負担については、本市と受託者とが協議のうえ、契約時にあらかじめ定めるものといたします。具体的には、受託者からの見積額を参照した上で双方協議し定めますが、準備にかかる費用を除き、中止に伴い発生することのない費用分について減額することを契約書にあらかじめ定めることとします。</p> <p>また、開催可否にあたっては、安全面を最優先事項として、実務経験を有する受託者の意見を十分に聞き、双方協議の上、本市が最終決定いたします。</p>